



Title	小作規則の發展並に比較に関する研究資料
Author(s)	小林, 巳智次
Description	資料
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 5, 143-180
Issue Date	1937-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10646">https://hdl.handle.net/2115/10646</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_p143-180.pdf



# 小作規則の發達並に比較に關する研究資料

小林 巳 智 次

## 目 次

- は し が き
- 一、維新前後の制令
  - 二、地主間の協定書
  - 三、小作人申合規約
  - 四、特殊の小作契約書
  - 五、農業労働者取締規則
  - 六、林業労働關係
  - 七、漁業労働關係

## は し が き

地主と小作人との間に發生する小作關係は小作契約に依つて結ばれるのを普通とするのであるが、本邦各地に於ける大地主は、その農場と呼ばれる、と否とを問

はず、屢々小作契約書の他に、尙ほ農場規則又は小作規則を設けて多數小作人を統制するを常としてゐる。この現象は特に北海道に著しいのであるが、府縣並に朝鮮臺灣等にも見らるゝ事が明らかとなつた。「拙稿「農場規則の法律的研究」本誌第二輯、及び「東北地方に於ける小作取締制度」本法第三輯、參照）

私は之の法律的性質を以つて、宛かも労働法上の就業規則 (Arbeitsordnung ; Règlement d' atelier) と同一の範疇に屬す可きものとなした。(同説、末弘博士岩波法律學辭典Ⅱ、「小作法」の項、九一四頁參照)

茲に收めたものは、右の小作規則(今後この名稱に統一する)の起源並に發達に關する研究資料を蒐めたものである。一二の例外を除き、凡て北海道に於いて從來集めたものゝ中より主要なものゝみを撰んだ。尙ほ特に出所を記してないものゝ他は何れも私が直接蒐

集したものである。之に就いて種々御盡力を賜つた各農場、團體其他の方々に御禮を申上げ度い。

尙ほ、本編は日本學術振興會援助の下に私の行つてゐる「小作制度の自治的統制に關する研究」の一資料であり、同會に對し深く感謝の意を表する。

之の詳細な解説は後日に譲る。(昭和十二年二月)

### 一、維新前及び後の制令

#### A. 箱館表新規相建可申高札の案

休明光記附錄  
一件物 卷一

(新選北海道史 第五卷  
史料一、一〇六八頁)

#### 定

一、親子、兄弟、夫婦を始め諸親類にしたしく、下人等に至る迄是をあはれむべし。主人ある輩は各其奉公に精を出すべき事。

一、家業を専らにし、懈(奢)ることなく、萬事其分限に過べからざる事。

一、偽をなし、又は無理をいひ、惣而人の害になるべき事をなすべからざる事。

一、博奕の類一切禁制の事。

一、喧嘩口論を慎み、若其事ある時猥に出合べからず手負たるもの隠置べからざる事。

一、鐵砲みだりに打べからず、若違犯の者あらば申出べし。隠置、他所より顯るゝに於ては其罪重かるべき事。

一、盜賊惡黨の類あらば申出べし、急度御ほうび可被下事。

一、死罪に行はるゝ者有時、馳集べからざる事。

一、人賣買堅停止す。但男女の下人、或は永年季或は譜代に召置事は相對に任すべき事。

附、譜代の下人、又は其所に往來の輩、他所に罷越、妻女をも持有之候者呼返すべからず。但罪科あるものは制外の事。

右條々可相守之、若於相背は可被行罪科者也

正徳元年五月 日 奉 行

#### B. アイヌ人への申渡 (三航蝦夷日誌 初卷)

(本項及び次項は高倉新一郎氏の寫本に據る)

クナシリ トマリ「オムシヤ」申渡

申渡

一、御制札三條之趣可相守事。

一、公儀を重んじ親を大切にいたし夫婦兄弟むつまじく萬事正路可致事。

一、喧嘩口論堅く禁止嶋中能いたし惡たくみを以つくのみ等取候儀決而致間敷事。

一、年頃になり候ものに者女房を持せ可申候一人にて妻を二人宛持候儀致聞敷事。

一、漁業交易之儀は請負被仰付候得共仕人物等不自由なく相廻し候事ゆゑ勿論萬事御手場所中之通聊相替儀なく取扱候事に付請負人共手に付一同出精相勵永久繁昌致候様心掛可申事。

一、其方共取扱向其外都而之儀御手場所中之通相替儀は無之候得共萬一非分有之候哉又者難心得事も候はゞ詰合江可申上事。

一、御役人當地へ下候事は皆夷人衣食之艱難等無之様に厚き以御趣意被仰付候條厚御仁惠之程忘脚不致難有可存候依而は末々之夷人壹人孤獨之ものともに至る迄難儀不致様可心付事。

一、夷人共に可申出醫師も被遣置候事故藥等被下置候間其旨可相心得事。

右申渡し之通能々相守惣夷人共江茂爲申聞若異國船等見得候節は會所より差圖を請島中取締方平日共可心付候事。

惣乙名共

### C. 同

前 (十勝會所蝦夷雜書)

フムシヤ之節爲讀聞候土人掟書

一、公儀を重んじ従前之御法度之趣堅く相守可申事。

一、日之丸並中黒御印相立候御船者勿論賣船たりとも難破船有之候節は別而大切に致聊之品たりとも隠し置後日相顯るに於ては急度咎可申付事。

一、御用狀繼立並御役人様通行之節人馬等無遲滞相勤可申事。

一、異國船並難破船見受候はゞ早速御役人詰合江相届可申事。

一、輕物之儀は年々出増候様出精可致事。

一、火之元大切に念入取扱可申事。

一、輕物は勿論諸荷物一品たりとも船子其外へ致交易於て嚴重咎可申付事。

一、常々漁業致し食料等貯置無差支様致し耕作等は追々心掛可申事。

一、親子兄弟夫婦を始親類共睦間敷致す儀は勿論都て土人共中能く致し男女年頃に及び候はゞ役土人共世話致し縁組爲致可申事。

一、土人共私に他場處江參り候儀は不相成候若し無據用事にて罷越候節は詰合江願出差圖を受くべき事。

一、喧嘩口論言葉をエミ聊にても繕ひケ間敷儀致聞敷若相背に於ては嚴重咎可申付事。

一、會所支配人番人等に至る迄隨分親しく致し其上非分あらば早々可申出事。

右之通申渡候間其外申渡置候通彌堅く可相守もの也

D. 移民取締規則

(明治三年十二月  
開拓使管内無號布達)

別紙規則ニ隨ヒ實效ヲ以可奉報天恩勿論也萬一法度ニ背キ産業ヲ怠ル輩ハ其品ニヨリ嚴科ニ申付候事。

(別紙)

規則

一、農業ヲ以テ自産相立候儀專一ノ事。

但時節ニヨリ漁業ヲモ可相營事。

一、五家ヲ一組ト致シ候事。

但組中ハ一家同様ニ致シ吉凶相俱ニシ意惰ヲ相戒メ

一人アヤマチアレバ組中ノ可爲落度事。

一、五々二十五家ニ一長ヲ置候事。

但村長ハ諸觸諸法度等ヲ其組合ヘ申聞セ且不精ノ者

ヲ糺シ惡事ヲ察シ處置可致候事。

一、村長ノ上ニ惣取締一人ヲ置候事。

但取締役ハ身ヲ以衆人ニ先チ法度ヲ守リ開拓ノ實效

相立候様注意專一ノ事。

一、來未年ヨリ三ヶ年ノ間一人前玄米七合五勺ツ、一

ヶ月二分ツ、被下候事。

二、地主間の協定書

A. 北海道岩内地方

(明治二十九年) (清水元太郎氏  
蒐集)

各地主間ニ於テ小作人取締ニ關スル規定書

一、當岩内中組合各地主ハ其小作人取扱上ニ就キ申合  
セ規定ヲ締結スルコト左ノ如シ

一、各地主ハ其小作人ニシテ德義ヲ被リ組合一般ノ風  
俗ヲ害セザル様常ニ注意スベキハ勿論若シ悖德ノ行  
爲ヲ見聞セバ地主ニ於テ充分訓戒シ改悛ノ實ナキモ  
ノハ直ニ退去ヲ命ズベキ事

一、小作人ニシテ甲ノ農場ニ於テ退去ヲ命ゼラレシモ  
ノニシテ他ノ農場ニ至リ小作ヲ爲サントスルモノア  
ルトキハ其理由ヲ取糺シ地主双方間ニ於テ協議ノ上  
小作人ノ行爲不正ト認ムル場合ハ小作申入ヲ拒絶ス  
ベキ事

一、小作人中途退場スル場合ハ其小作地ハ必ラズ地主  
ニ返附シ鐵下年限ノ殘部ヲ私ニ他ニ讓與スルコトヲ  
許サザル事

但小作人ニシテ自己ノ貸下地ヲ得テ開墾ノ間退場ス  
ルトキハ地主ノ承諾ヲ經テ讓與スルハ本文ノ限りニ  
アラズ

一、壹箇ノ小作人ニシテ二ヶ所以上ノ小作ヲ爲サント  
スル場合アルトキハ地主ハ嚴ニ拒絶スベキ事

一、小作人取扱上或ハ不正ノ行爲アルトキハ協議ノ上  
該地主ニ勸告シ正當ノ取扱ヲ爲サシムル様相互ニ責

善ノ道ヲ盡スベキ事

右規定ヲ恪守スルヲ誓ヒ地主連署各本證書登通宛領封スルモノ也

明治二十九年一月

池川 彌久 治  
外七名(略)

### B. 北海道上川地方(明治二十九年)

#### 上川農場組合規約

第一條 本會ヲ上川農場組合會ト稱シ上川郡旭川村ニ置ク

第二條 本會ハ上川郡内ニ於ケル農場經營者五ニ相集合シ農場經營上ニ關シ諸般ノ協議ヲ爲シ可成的共通ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的トス

但シ農場ノ權利ニ關シテハ組合ヲ代表シテ他ニ交渉スルコトアルベシ

第三條 會員ヲ分チテ正會員贊助會員トシ正會員ハ上川郡内ニ於テ土地十五方坪以上ノ貸下ヲ受ケタルモノ、又ハ同地積所有地監督者ヲ以テシ、贊助會員ハ特ニ本會ノ目的ヲ贊助スル者ヨリ成ル

第四條 會員ハ各自研究スベキ議題ヲ提出スルノ權利ヲ有ス

第五條 本會ニ於イテ議決シタル事項ニシテ組合者共

小作規則の發達並に比較に關する研究資料

通ノ利益ニ關スルモノハ會員五ニ履行スル義務アルモノトス(下略)

第十三條 本會員ニシテ組合者ノ利益ヲ妨ガ濫リニ本會議決ノ履行ヲ拒ム者ハ正會員評議ノ上退會セシムルコトアルベシ

第十四條 本會規約ノ訂正加除ヲ要スルトキハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

以上

### 三、小作人申合規約

#### A. 〇〇農場 (青森縣三本木町)

##### 仲間規約

一、當組仲間中ハ竊盜賭博等ノ惡事ヲ禁シ場長ノ命ニ從ヒ專ラ家業ニ精出スコト

一、若シ竊盜賭博等ノ惡事ヲナシタル者ハ罪ノ決定シタル時ヨリ一ヶ月以内ニ於テ罰金五圓ヲ仲間中ニ納ムルコト

但シ十五歳未滿ノモノハ多少斟酌スルコトアルベシ

右ノ條々ハ固ク相守ル可ク仲間一同茲ニ誓ヒテ調印シ同書二通ヲ作り一通ハ場長ニ一通ハ仲間總代ニ差入レ置クモノナリ

(附) 尙武會 (同農場)

本會ハ大正六年七月ノ設立ニシテ當移民ノ全部ヲ會員  
タラシメ和衷協力シテ以テ入營並ニ出征軍人ノ慰問幫  
助ニ勉メ眞ニ其後顧ノ憂ヲ除キ一意奉公ノ大任ヲ全フ  
セシムルヲ以テ目的トス會則左ノ如シ

會 則

第一條 本會ハ尙武會ト稱ス

第二條 本會ハ入營、出征軍人及其家族ヲ慰問幫助シ

入營者ヲシテ後顧ノ憂ヲナカラシムルヲ以テ目的

シ左ノ事項ヲ執行ス

一、入營中ハ四季之レヲ慰問激勵シ其家族ニ對シテ

ハ農繁期ニ於テ手傳ヲ行フコト

手傳ニツイテハ各區ニ於テ協議ノ上決定スルコト

二、入營除隊ニ際シテハ相當ノ金員ヲ贈ルコト

附、戰時ノ際ハ別ニ協議ノ上決定スルコト

第三條 本會ハ事務所ヲ〇〇農場事務所内ニ置ク

第四條 本會員ハ〇〇農場移民ニ限り一戸一名必ズ本

會員タルノ義務ヲ有ス

第五條 本會ハ便宜上左ノ六區ニ分ツ

(省略)

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 壹名

理事 壹名

幹事 六名

一、會長ニハ〇〇農場長ヲ推戴ス

一、理事ハ會長ノ指名トス

一、幹事ハ會員ノ選舉トス

但シ各區一名宛トス

第七條 本會役員ノ職責左ノ如シ

一、會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

一、理事ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之レヲ

代理ス

一、幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ業務ヲ執行ス

第八條 理事及幹事ノ任期ハ各三ケ年トス

役員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ總會ニ於テ補欠ス而シ

テ其任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第九條 總會ハ會長ノ意見ニ依リ隨時之レヲ開ク

總會ニ於テハ會則ノ變更其他重大ナル事項ヲ議定シ

通常ノ問題ハ役員會ニ於テナス

第十條 本會員タルモノハ左ノ事項ヲ實行スヘシ

一、忠實ニ業務ニ服スルコト

一、禮儀ヲ正シクスルコト

一、噓言ヲ云ハス一度約束シタルコトヲ必ズ實行ス

ルコト

一、手傳ヲ受ケタル際饗應セサルコト

一、入營除隊ニ際シテハ酒宴ヲ設ケサルコト

但シ御神酒トシテ登升以內ヲ許ス

一、除隊ニ際シテハ土産ヲ持チ歸ラサルコト

一、入營除隊ニ際シテハ單ニ挨拶ニ留メ見送り出迎

ヲナサ、ルコト

第十一條 本會員ハ一ヶ月金五錢宛會費トシテ九月及

十一月末ノ二期ニ幹事ニ届出ヘシ幹事ハ全部集金ノ

上會長ニ届出ヅルヲ要ス

第十二條 會費ハ役員會ノ決議ヲ經テ隨時使用スルコ

トヲ得

而シテ會費一百圓ニ達セハ之ヲ基本金トシテ利殖ヲ

行ヒ會費ヲ免除ス

第十三條 本會員ニシテ第十條、第十一條ニ違反シタ

ルトキハ一回分ノ會費ヲ沒收ス而シテ其度ヲ重ヌル

ニ從ヒ之ヲ倍加ス

## B. ○ ○ 殖 民 社 (石狩國樺戸郡)

### 移住民申合規則

第一條 國法官命ヲ遵奉シ苟モ貴社ノ御指揮ニ背戻セ

サル事

第二條 凡事ヲ爲スニハ忍堪屈セサルト勤勉倦マザル

トニアリテ成就スルモノナレハ須ク寸陰ヲ惜ミ刻苦

勞働シ以テ各自ノ目的ヲ達スル様心掛クヘキ事

第三條 平生信義ヲ重シ一家親睦隣祐ニ篤ク聊カ殖

民ノ面目ヲ汚サス後來殖民ノ模範トナルヘキ様心掛

クル事

第四條 冠婚葬祭ハ人倫最モ重ニスヘキ禮儀ニ付親族

隣祐ハ勿論村中互ニ往來シテ之ヲ祝シ亦ハ會葬等ス

ベシト雖モ之レカ爲メ親屬ノ外會食スヘカラサル事

第五條 専ラ節儉ヲ旨トシ假令粒厘ノ金穀ト雖モ猥リ

ニ消費セザル様心掛クヘキ事

第六條 年ノ豐凶事業ノ難易ヲ以テ移住渡航ノ素志ヲ

易ユルヘカラサル事

第七條 貴社ノ負債ヲ完納スルモ尙ホ天災凶荒其他非

常ノ變ナキ事保タス故ニ各自收穫物賣却代金ノ幾分

ヲ貴社ノ御指揮ヲ受ケ蓄積スル事

第八條 蓄積金ハ貴社ノ御指揮ニ依リ官廳或ハ銀行會

社等ニ預ケ置キ自擅ニ引出シ支拂ヘハ致サス天災凶

荒疾病其他不得止場合ニ於テ必用品ヲ辦スルノ資ニ

充テル事

但シ預ケ金ヲ引出スハ貴社ノ御指揮ヲ受クルモノ

トス

第九條 疾病其他不得止事故アリテ相互ニ農業時季ヲ

失スル場合ニハ可成助藥共救可致様心掛クル事

第十條 左ノ事項ハ忘ナク勤ムヘキ事

一、毎朝神佛祖先ヲ拜禮スル事

一、貴人ハ勿論開墾地ヘ用向キニ來ル人ニハ必ズ相

當ノ敬禮可致事

一、農場或ハ往來ニテモ村中ノ人亦ハ近村見知りノ

人ヘハ出會ノ節必ス默禮致ス可キ事

第十一條 謂レナク休業シ若クハ他人ヲ教唆シテ休業

スヘカラサル事

第十二條 眼前ノ利ニ惑ヒ農業ヲ怠リ漁業日傭稼等ニ

ハ決シテ他出スヘカラサル事

第十三條 食事ハ必ス米ト雜穀ヲ等分シテ常食トナス

可キ事

第十四條 衣類ハ綿布ヲ常トシ絹類ヲ用ユヘカラサル

ハ勿論些細ノ物タリトモ猥リニ新調致ス間敷事

第十五條 家屋及農具等損所アルトキハ常ニ修繕ヲ怠

ラズ大破ニ至ラサル様心掛ク可ク且ツ農業ノ都合亦

ハ家内組ノ模様ニ依リ建増シ付庇シ等ヲナス時ハ本

社ノ指揮ヲ乞フ可キ事

第十六條 道路排水川欠等修覆ノ日限ニハ貴社御指揮

ニ隨ヒ出役致スヘキ事

第十七條 種子ノ撰方農業變換等ハ貴社ノ御指揮ニ隨

ヒ可申事

第十八條 左ノ事項ヲ五ニ禁スル事

一、三大節開村祝日ト雖モ大酒スル事

一、金錢貸借スル事

一、日中飲酒スル事

一、雜談遊戯ノ爲メ集會スル事

一、農業時間中必要ナクシテ他家ヘ往來スル事

一、午後十一時過キ他家ヘ出入スル事

一、祝日家祭ニ非スシテ他家ニ食スル事

第十九條 雪中就業ハ貴社ノ御指揮ヲ受ケ各自勉強致

スヘキ事

第二十條 前條々ノ規則ニ違背スル事一回二回又ハ數

回ニ及フモノ且ツ所業ノ輕重ニ因リ其違約ノ價トシ

テ一日以上十日以内ノ日數ヲ限り貴社ノ命令ニ隨ヒ

公共ノ普請又ハ道路掃除等ノ夫役ニ從事スル事

右之規約誓テ相守可申依一同連署仕候也

明治三十年 月 日

移住民

何

何

C.〇〇農場 (石狩國旭川地方)

小作人申合誓約書

某印

某印

吾等ハ本農場ノ發達ヲ圖リ各自信義ヲ重シ相扶ケ相救

ヒ協和親睦ヲ旨トシ一致團結シ専心農業ヲ營ミ且改善方法ヲ考究シ場主小作人共榮ノ途ヲ講スルヲ以テ本領トシ之レカ實行ヲ期スル事

一、場主トノ約束ヲ遵守シ義務ヲ完全ニ履行スル事  
 二、役付會又ハ總會ニ於テノ決定事項ハ必ス履行スル事

三、役付ノ職務上ニ關スル指示ハ直ニ實行スル事  
 但シ私事ヲ以テ拒ハマサル事

四、各自ノ產出米ハ乾燥調製ニ最善ノ努力ヲ盡シ其ノ優良米ヲ以テ毎年小作米ニ充當スル事

但シ故意ニ優良米トセサル場合或ハ優良米ヲ納付セサル時ハ其ノ責任ハ本人並ニ其ノ組内ニ於テ責ヲ負ヒ之レガ處分方法ハ役付會ノ決定ニ依ル事

五、農場管理者並ニ役付ノ承認ヲ得シテ各自ノ生産スル農産物ヲ賣却シ或ハ未檢品ニテ密賣シタル

時ハ誠意ナキモノト認メ之レカ過怠料トシテ其ノ額ノ二倍ヲ徵收シ且ツ本人並ニ其組ハ農場管理者及役付會ニ於テ決定セラレタル處分ヲ受クルモノトス

六、惣テノ決定事項ニ對シテハ直ニ履行シ絶對ニ異議ヲ申立ツルヲ得サル事

七、過怠料ハ名譽相談役ニ保管ヲ托シ之レカ費途ニ

小作現則の發達並に比較に關する研究資料

付テハ役付會ノ決定ニ依ル事

八、本誓約ニ違背者アリタル時ハ其組ノ責任ノミナラス各組即チ本農場小作人一同ノ責任タル事  
 右誓約シ茲ニ署名捺印ス

大正 年 月 日

〇〇農場第 組

本 人

〇〇農場第 組

連帶保證人

〇〇農場第 組

連帶保證人

(附) 同農場小作契約書

參錢收入  
 印 紙 證

今般御農場小作人トシテ入場御許可ヲ得御農場北線一號 番地ヲ小作料大正 年度ヨリ大正 年度迄据置毎年 月 日限り優良米 依ヲ上納可仕コトヲ以テ御貸付ヲ得候ニ付テハ御農場規定小作證書各條項ハ勿論其他時々ノ御指揮御命令ハ遵守可仕又小作人中合誓約ヲモ堅守仕リ決シテ違背不仕候据置年限後ノ小作料御變更ノ儀ニ付テモ御査定ノ通りニ無異議

承諾可仕候前記事項萬一違反候節ハ如何ナル御處置相成候共其期ニ至リ聊モ苦情等中間救候仍テ爲後日保證人連帶責任ヲ以テ本證差入申候也

附記小作證書改定ノ儀承諾仕候也

大正 年 月 日

本人

連帶保證人

連帶保證人

伍長

相談役

〇〇農場管理人

殿

D. 〇〇大學附屬農場 (北海道)

借地人中合規約

第一條

附屬農場借地人ハ此中合規約ニ加入シ且ツ遵守スルノ義務アルモノトス

第二條

附屬農場借地人ハ左ノ事項ヲ遵守シテ他ノ模範トナルヲ期スルモノトス

一、德義ヲ重ジ品行方正ナルベキコト

二、業務ヲ勵ミ質素儉約ヲ旨トスルコト

三、協同一致互ニ誠實ヲ盡スコト

四、小作料及公課金ハ必ず期限内ニ納付スルコト

五、集會其他時間ヲ定メ通告ヲ受ケタルトキハ必ず

嚴守スルコト若シ事故アリテ遅刻又ハ缺席スル時

ハ時間前ニ屈出ツルコト

六、生産教育衛生土木等ノ事業ハ下ニ定ムル各條項

ニ從ヒ嚴守スルコト

七、就學適齡ノ子弟ハ必ず上校セシムルコト

八、疾病ニ罹リタル時ハ醫師ノ診斷ヲ受ケ療養ヲ怠

ラザルコト

九、衣食住ハ常ニ清潔ヲ重ンズルコト

第三條 本規約申合人ニシテ博奕、窃盜、其他法律、

規則ニ違反シタル行爲アル時ハ貸下地ヲ返納シ農場

ヲ退去スルノ義務アルモノトス

第四條 第三條ノ義務ヲ履行セザルモノアルトキハ本

規約ヨリ除名シ一切交際ヲ斷ツモノトス

第五條 本規約申合人ニシテ第四條ノ除名者ニ交際シ

タル者アルトキハ第三條ノ義務ヲ履行セシムルモノ

トス

第六條 本規約申合區域ハ一農場ヲ若干區ニ分チ各區

ニ組長ヲ置ク組長ハ名譽職トス其任期ハ滿二ケ年ト

ス

第七條 組長ハ各區域内ノ申合人ニ於テ互選シ看守及

監督ヲ經テ(看守及監督ナキ農場ハ農場長ヲ經テ)

總長ニ届出ルモノトス

第八條 組長ノ缺員アリタル時ハ補缺選舉ヲ行ヒ

總長ニ届出ル者トス但補缺員ノ任期ハ前任者ノ

殘任期間トス

第九條 組長ハ 其他諸官廳ノ令達ヲ速ニ組内

ニ配付又ハ通知スルモノトス

第十條 本規約申合人若クハ其家族中滿六歳以上ノ者

死亡シタルトキハ其區域内ノ申合人ハ各戸金拾錢ヲ

醸出シ弔意ヲ表スルモノトス但親戚故舊又ハ近隣ノ

者若クハ有志者ニシテ金拾錢以上醸出スルハ妨ナシ

第十一條 葬儀ノ準備及埋葬等ハ親戚若クハ近隣ノ者

ニ於テ周旋ヲナスモノトス

第十二條 本規約申合區域内ノ者ハ必ズ會葬スルモノ

トス但シ會葬者ニハ飲食物ヲ饗セザルモノトス

第十三條 火災ニ罹リタルモノアル時ハ其區域内ノ申

合人ハ罹災ノ程度ニ依リ金品勞力ヲ以テ互ニ相救助

スルモノトス

第十四條 出征又ハ病氣ノ爲メ家計上困難ノ者アル時

ハ其區域内ノ申合人ハ適宜ノ方法ヲ設ケ救助スルモノ

トス

第十五條 既設ノ道路、排水、橋梁及流木ノ除去等ハ

毎年二回（七月、九月）各自ノ分擔區域ヲ定メ豫メ

看守ニ届出入手入ヲナスモノトス但シ臨時破損ノ場合

ニハ組長ノ通告ニ應ジ各自出動修理ヲナスモノトス

第十六條 出水、山火其他ノ事變ニ際シ看守ヨリ招集

セラレタル時ハ速ニ其招集ニ應ジ指揮ヲ受クルモノ

トス

第十七條 出水ノ際道路、橋梁及各自ノ居家等ニ危險

アルトキハ看守ノ招集ヲ待タズ各自出動シテ防禦ニ

従事スルモノトス

第十八條 山火ハ常ニ各自注意シテ警戒ヲ加フルハ勿

論若シ山火ノ起リタル時ハ看守ノ招集ヲ待タズ各自

出動シテ消防ニ従事スルモノトス

第十九條 第十六條、第十七條ノ場合ニ於テハ被害ナ

キ區域ノ借地人ハ被害區ノ應援ヲナスモノトス

第二十條 第十四條ノ義務ヲ怠リタル者アル時ハ組長

ニ於テ適宜處理シ分擔人ヨリ其費用ヲ徴收スルモノ

トス

第二十一條 前條費用ノ徴收ニ應ゼザルモノアルトキ

ハ組長ヨリ看守ニ申告シ指揮ヲ受クルモノトス

第二十二條 病蟲害發生ノ場合ニハ看守ニ申告シ指揮

ヲ受クルモノトス

第二十三條 麥類及黍等ノ黑穗豫防法及麥類（燕麥ヲ

除ク）ノ鹽水選ヲ毎年實行スルモノトス

第二十四條 害蟲ノ豫防策トシテ毎年可及的秋耕ヲナ

スモノトス

第二十五條 作物ノ良種ヲ選擇一定シ輪作法ニ依リ耕

作スルモノトス

第二十六條 收穫減少ノ徵アル土地ニハ必ズ肥料ヲ施

シ作物ノ增收ヲ計ルモノトス

第二十七條 貯蓄ノ方法ヲ定メ各戸相當ノ貯金ヲナス

モノトス

第二十八條 本規約申合人ハ毎年一回各區域毎ニ總集

會ヲ開キ其年度内ニ實行スベキ事項ヲ協議スルモノ

トス

第二十九條 毎年一回組長協議會ヲ開キ萬般ノ事項ヲ

協議スルモノトス但組長協議ニハ看守ノ出席ヲ乞フ

モノトス

第三十條 大學職員ハ總集會及組長協議ニハ何時ニテ

モ臨席スルコトヲ得ルモノトス

第三十一條 總集會ノ議長ハ組長トス組長事故アルト

キハ五選ヲ以テ之ヲ定ム但シ組長協議會ノ議長ハ五

選ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第三十二條 本規約ノ條項ヲ増減修正セントスルトキ

ハ總集會ニ詢リ組長協議會ノ決議ヲ經テ 大學總

長ニ届出ヅルモノトス

第三十三條 本規約申合人ノ收穫物需用品ハ別ニ規約

ヲ設ケ共同購買ヲナスモノトス此購買ノ組織ハ數區

合併スルコトアルモノトス

第三十四條 本規約申合人ハ必ズ前各條項ヲ實行シ第

二條ノ主旨ヲ貫徹スルヲ努ムルモノトス

#### 四、特殊ノ小作契約書

##### A. 開墾 小作 (一)

##### 〇〇農場 (北海道室知郡)

##### 小作證書

私儀今般親屬協議ノ上御農場小作人ニ相成候ニ付キテ  
ハ御農場規約堅ク相守リ開墾農耕ニ從事仕ルベク萬一  
規約ニ背キ候節ハ小作解除相成候テモ聊カ違存無之且  
ツ違約ニ因テ生ズル損害ハ辨償可仕候依テ小作證書如  
件

右

何

某

年 月 日

〇〇農場御中

右之者今般御農場小作人ト相成候ニ付テハ同人ニ係ル  
違法一切之事件ハ私ニ於テ引受ケ御農場ニ對シ聊カ御  
迷惑相掛中間敷候此段引受候也

引受人 何 某  
同 何 某

B. 開墾 小作 (二)

○ ○ 農場 (北海道空知郡)

小作契約證書

今般○○農場主○○ノ承認ヲ經テ同農場管理人甲

ト同小作人乙 ノ間ニ契約スル條件左ノ

如シ

第壹項 乙ハ明治 年 月 日石狩國空知郡岩

見澤村幌向原野區劃地内○○貸下地第 組 番地

ヘ轉籍移住ヲナシ第 組 番地ヲ合セテ開墾ノ上

永久之レヲ受負小作タル事

一、開墾ノ地積ハイ千五百坪ヲ畑地トシロ七千五百坪

ヲ水田トナシ左記配當ノ割合ヲ以テ三ヶ年以内ニ全

ク墾成ス可シ

初年 イ千五百坪 二年ロ三千坪

三年 ロ千五百坪

二、開墾方法ハ總テ右原野ニ繁茂セル樹木ヲ切り去リ  
漸次樹根ヲ取除キ地表以下一尺内ニ存スル草樹ノ根  
ヲ鋤去リ殊ニ水田ハ土地ノ高低ヲ平準ナラシメ灌溉  
ノ便ヲ計ルモノトス

三、開墾料ハ畑水田ヲ合セテ總計金七拾五圓ト定メ墾  
成進捗ノ度ニ應シ丈量實測ノ上毎年十一月十五日迄

ニ左記ノ標準ニヨリ乙ニ對シテ支拂フモノトス

伐木料 一反歩ニ付金壹圓

墾成料 一反歩ニ付金壹圓五拾錢

第貳項 乙ハ每年秋穫已前ニ甲ヨリ立毛ノ檢見ヲ受ク

ルモノニシテ墾成當年ハ小作料ヲ免除シ翌年ハ小作料

半額トシ三年目ヨリ左記標準ニヨリ毎年十一月三十日

迄ニ小作料ヲ農場主ニ納付スルモノトス

一、畑小作料 一反歩ニ付金八拾錢

水田小作料一反ニ付收穫十分ノ三

二、小作料米ハ精撰ノ上四斗入ニテ俵作りヲ吟味シ甲

ヨリ指定ノ場所ニ運搬收納スルモノトス

三、小作料ハ地味ノ優劣時勢ノ變遷ニ應シ農場主ノ適

宜ヲ以テ斟酌更正スルモノトス

第三項 乙ハ開墾料外ニ自己ノ需要スル金錢物品ヲ農

場主ヨリ借入タル時ハ毎年秋穫ト同時ニ農場主ニ返納

スルモノニシテ左記ノ規定ヲ遵守スルモノトス

一、甲ハ乙ニ金錢物品ノ通帳ヲ渡シ其都度乙ヲシテ判

取帳ニ記載捺印セシメ此等ノ授受ヲ證明スルモノト

ス

二、乙ハ借入タル金錢及物品ノ代價ヲ辨償スルニアラ

サレハ其秋穫物ヲ他ニ賣却スルヲ得サルモノトス

第四項 双方熟談ニ因リ本契約ヲ解除スルノ外左記ノ

場合ニ於テハ何時ニテモ甲ハ農場主ノ承認ヲ經テ本契

約ヲ解除シ十日已内ニ乙ヲシテ退去セシメ爲ニ生スル

損害ハ凡テ乙ノ負擔ニ歸セシムルモノトス

一、期限内開墾ヲ怠リ墾成配當ノ地積ニ達セサル時

二、墾成ノ田畑ニ對シ土地ノ損害ヲ生ス可キ行爲ヲナ  
ス時

三、農耕ヲ怠リ土地ヲシテ荒蕪ニ歸セシムル變アル時

四、平素品行不良ニシテ甲ニ服從セサル時

五、本契約ノ義務ヲ履行セサル時

六、農場ノ體面ヲ汚ス如キ行爲ヲナス時

七、小作人規約、勤儉共濟會規約、所屬組内申合せノ  
事項ニ違反スル時

第五項 解約後ハ如何ナル場合ヲ不問乙ハ土地ヲ使用

スルノ權利ナキモノトス

第六項 乙本契約ヲ履行セサルカ爲メ農場主ニ損害ヲ

加ヘタル場合ニハ保證人 於テ一切其責ニ任ス  
ルモノトス

右契約ヲ確保スル爲メ本證書二通ヲ作り各自捺印分有

スルモノ也

明治 年 月 日

石狩國空知郡岩見澤村  
○農場管理人

小作人

保證人

C. 請負小作

馬追原野貸下地開墾組合 (北海道空知郡)

契約證

今般貴組合馬追原野貸下地ニ於テ小作請負仕候ニ付貴

組合小作人ノ規定則チ別紙ノ條項ヲ確守シ第何線第何

號ノ何、一區劃ヲ開墾シ一反步成功金何圓ト定メテ三

ケ年間(自何年)開墾可仕候若シ此契約及ヒ別紙規約ニ

違背シタル時ハ保證人ト共ニ連帶ノ責任ヲ負ヒ毛頭貴

組合ヘ對シ御迷惑相掛間敷候依テ契約證ニ連印指入申  
處如件

年 月 日

小作人

保證人

保證人

組合總代

○ 殿

D. 新會社型小作契約書

○○株式會社 (東北地方)



郡 大字 番地 某  
 右連帯保證人 何  
 郡 大字 番地 某  
 右連帯保證人 何 某

○株式會社

取締役

殿

註、本文は水田と畑地の證書を併合したのである。括弧内は畑地小作證書の用語である。第三及第四項は畑地ののみ存する。

E. 調停ニヨリ作製セル小作契約書

(北海道空知郡)

小作契約書

地主(何某)ヲ甲トシ小作(何某)ヲ乙トシ當事者間ニ於テ左記條項ニ依リ本契約ヲ締結ス

一、甲ハ末尾記載ノ土地ヲ昭和(何)年(何)月(何)日より昭和(何)年(何)月(何)日迄滿五年間小作地トシテ乙ニ賃貸ス但シ當事者合意ノ上其ノ期間ヲ更新スルコトヲ得

二、小作米ハ小作地生産ノ普通米ヲ以テ毎年十一月(何)日限り(何々)ニ於テ納入スルモノトス但シ甲ノ便宜ノタメ納入場所ヲ變更シ従前ノ場所ヨリ遠隔トナリ又ハ運搬困難トナリタル場合ハ甲ハ乙ニ對シ之

ニ相當スル運搬費ヲ支拂フモノトス

三、契約期間中甲又ハ乙ノ一方ヨリ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ求メムトスル場合ハ其ノ土地ニ作付スヘキ時期ノ少クモ六月前ニ其ノ旨相手方ニ通知スルコトヲ要ス

四、甲ハ乙ノ同意ヲ得スシテ契約期間内ニ本契約ヲ解除スルコトヲ得ス

但シ

(第一)乙ノ行爲カ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ甲ハ直ニ本契約ヲ解除シ小作地ノ返還ヲ求ムルコトヲ得

(一)信義ニ反シ故意ニ小作料ヲ滯納シ又ハ滯納セムトスルトキ

(二)當該年度ノ小作料ヲ一年以上滯納シタルトキ

(三)引續キ二年ニ互リ各年ノ滯納小作料ノ總額カ一年分ノ小作料ノ額ニ達シタルトキ

(四)引續キ三年ニ互リ各年ノ小作料ノ一部分ヲ滯納シタルトキ

(五)耕種肥培及ヒ土地ノ管理ニ於テ其ノ當ラズキタルトキ又ハ土地ヲ目的以外ニ利用シタルトキ  
 (六)甲ノ同意ヲ得スシテ小作權ヲ讓渡シ又ハ小作地ヲ他人ニ轉貸シタルトキ

(第二)甲ハ小作料二年分ニ相當スル金額ヲ補償金ト

シテ乙ニ對シ支拂フ場合ハ自己ノ都合ニ依リ本契約ヲ解除シテ小作地ノ返還ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ補償金ハ土地返還ノ日ニ於ケル小作米ノ時價ニ依リ換算ス

五、乙ガ天災其他不可抗力ニ依リ小作料ノ減免ヲ求メントスル場合ハ立毛刈取ノ少クモ二週間前ニ甲ニ申出ヲ爲スコト

前項ノ申出アリタル場合ハ當事者立會ノ上誠實ニ檢見シ小作料ノ協定ヲ爲スベク若シ協定成立セザル場合ハ坪刈ヲ行ヒ其ノ作柄ガ普通平年作以下ナル場合ニ限り其ノ實收量ト平年收量トノ差額ノ二分ノ一ヲ減免スルモノトス

其ノ平年作柄ニ付爭アル場合ハ北海道廳小作官又ハ北海道廳小作官ノ指定スル者ノ認定ヲ受クベシ其ノ認定ニ對シテハ當事者ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ザルモノトス

六、乙ガ前項ノ手續ヲ履行セズ任意ニ立毛ヲ刈取タル場合ハ如何ナル理由アルモ小作料ノ減免ヲナサザルコト

甲ガ乙ヨリ申出アルニ拘ラズ正當ノ理由ナクシテ其ノ檢見ニ立會ハズ又ハ坪刈ノ方法ニ付協定成立セザ

小作規則の發達並に比較に關する研究資料

ル場合ハ乙ハ北海道廳小作官ニ其ノ旨申出テ檢見ヲ受ケ小作料ノ決定ヲ求ムルコトヲ得其ノ決定ニ對シテハ甲ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ザルモノトス

七、乙ガ小作地ニ土地改良ノ目的ヲ以テ特殊ノ施設ヲナサントスル場合又ハ建築物ヲ建設セムトスル場合若ハ永年ニ互ル植物ヲ栽植セムトスル場合ハ其ノ設計ニ付甲ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス

契約解除ニ際シ現ニ改良ノ效果ヲ擧ゲツ、アル施設ニ對シテハ乙ハ甲ニ對シ當初ノ費用ヲ超過セザル範圍内ニ於テ相當ノ代償ヲ要求スルコトヲ得現存建築物又ハ永年植物ノ處理ニ關シテハ甲乙協議ノ上之ヲ定ム

八、甲ガ小作地ヲ賣却セムトスル場合ハ乙ニ豫告スルコトヲ要ス乙ニ於テ其ノ土地ヲ購買スルノ希望アル場合ハ先買權ヲ與フルモノトス

右契約ヲ確守スル爲メ本書二通ヲ作成シ記名調印ノ上各自一通ヲ所持スルモノ也

昭和(何)年(何)月(何)日

(何)郡(何)村大字(何)村(何)番地

地主 (何)某(印)

(何)郡(何)村大字(何)村(何)番地

小作者 (何)某(印)

土地及小作料表示

町村大字 字地番	地目	反別	反當小作料	契約小作料 額

五、農業労働者取締規則

A. ガルトネル「天領畑地」關係文書

(新選北海道史第六卷史料二に據る)

(a) 蝦夷地七重村開墾條約書(抄)

Contract

für die Bildung einer Muster-Wirtschaft unter dem Schutze der Yesso-Regierung zu Nanai auf der Insel Yesso.

Contract

for the establishment of a muster-farm under the protection of the Yesso Government at Nanai in the Island of Yesso.

第一條

一、ガルトネル氏、歐羅巴風に習ひ農業法を弘めんと

するを以て、有志の輩十二名及び農夫五十人を撰み彼等をして、三ヶ年の間農業法を教授すべき事。

一、歐羅巴風農業法を、速に廣く國內に知せんため、

右十二名竝に農夫五十人は、三ヶ年毎に引替可申事

一、ガルトネル氏は、右農夫五十人えは相當の住居を

與ふべし、併し食料を給せず、其業の輕重に隨ひ、

相當の給料を宛行すべき事。

一、生徒十二名は、ガルトネル氏より同様住居せしめ

食料宛行候事。

一、生徒十二名の内にて、若し業術教授不し得者有時

はガルトネル氏より此人を引替候事。

第二條

一、此一條に付てはガルトネル氏、七重竝に近傍の荒野三百萬坪、蝦夷政府より九十九ヶ年間限り借請け此地面は不殘定杭を立塚致すべし。此條約決定致せし上は、貸渡候地面中に出來せし、建物產物總て諸品は、日本政府の附屬品同様たるべし。右總ての附屬品は、此期年即ち九十九ヶ年間は、ガルトネル氏或は跡續のものへ貸置、九十九ヶ年後に至りては此附屬品且地面等取戻すに、償ふ事なくして、政府の有となるべき事。

第三條—第八條(省略)

蝦夷島總裁の命を奉じて

箱館奉行

永井玄蕃(印章花押)

明治二年二月 西曆一千八百六十九年

十九日 三月三十一日

同並

中島三郎助(印章花押)

(印章) R. Gaertner.

C. Gaertner.

Consul for the North German

(印章) Confederation

遂ニ覽候 蝦夷島總裁

榎本釜次郎(印章花押)

## (b) 證書

地所開拓之爲蝦夷政府アル・ガルトネル

氏の約定

Pacht-Contract

des Yesso. Gouvernement und Herrn R. Gaertner  
zur Einführung der Land-wirtschaft auf Yesso.

Agreement

the Yezo Government and Mr. R. Gaertner on  
account of opening the country for Cultivation

小作規則の發達並に比較に關する研究資料

アル・ガルトネル氏の願に依り、蝦夷島畑地取開のため北日耳曼國岡士ン・ガルトネル氏出會、アル・ガルトネル氏竝に日本政府左之約定書に名判す。

## 第一條

蝦夷島七重村近隣において、坪數凡三百萬坪之地所是を名付けてドミニウムアウキユステンフエルデ、  
„Dominium Augustenfelde“ 畑地天領の義と云蝦夷政府ガルトネル氏に托與し、此證書名判より十ヶ年間無税にて開拓せしむ、右十ヶ年之後、同氏後に記載す趣意を以て、其地所を保有するを許す、因て、此約定を取結びて次之條件に掲載す如く、日本國法度掟則に従ふべし。

## 第二條

第十一ヶ年目、即ち西曆一千八百七十九年を始、引續き十五ヶ年之間、農業施したる地所三百坪に付、ガルトネル氏地税金壹分、農業施せる地所三百坪に付金貳朱之割に而年々相拂ひ、此年限之後、即ち一千八百九十四年第七月一日より、右地税之一倍を拂ふべし。

## 第三條

訴訟争論は裁判所へ訴出べし。

## 第四條

前件之地所、政府入用ありて取返す時は、舊地所之諸

入用政府にて拂ふべし。

第五條

此後何時にても、ガルトネル氏退去せんと請ふ時は農業取續之爲、右代り之者を撰を要す。

第六條

ガルトネル氏、此約定を違背す時は、政府其地所を取返すべし。

第七條

地税は、第七月一日毎に拂ふべし。

第八條

此約定は、今年第七月一日より始め執行ふべし。

(c) 蝦夷島開拓人員之掟則

第一條

農民各に其土地の流水を用るを許すと雖も、之を其隣民と争ふべからず。

第二條

政府及び隣民に告ずして、決て經界之標柱を移すべからず。

第三條

近隣之土人に懇親あるべし。

第四條

村邑之掟則を守るべし。

第五條

家に火を付け、收納物を盗み、其外違犯之輩は、村長に出訴すべし。

第六條

火之用心肝要たるべし。

第七條

退去病疾或は死亡ありて、代り之者を立る時は、裁判所に訴ふべし。

第八條

農業に就き家族を増す時は、裁判所に訴出べし。

第九條

死亡は前同段、婚姻之折も同様たるべし。

第十條

蝦夷地旅行之折は、今より五十年之間、通行手形あるを要す。

第十一條

新に造營す時は、裁判所に訴ふべし。

第十二條

村邑之法度掟則に従ひ、又雇入之家族員數に應じ、農民各々其身上保全之爲、之に名判を記し置くべし。

第十三條

期限に至らば、諸拂遅延すべからず。

#### 第十四條

土地の廣狹に係らず、裁判所に訴なく賣買すべからず

#### 第十五條

開拓之地所、總て溝溝或は水を以て分界すべし。

#### 第十六條

農民己が望に應じ工夫を雇入、常例之賃錢に多少なく相拂事勝手たるべし。

#### 第十七條

農民所耕之地所におゐては、其意に従ひ諸事執行ぶとも苦からず境外に於ては、石木或は細少之物件たりとも、其地主に相談なく運ぶべからず。

#### 第十八條

裁判所より出たる觸達は、農民必ず心得あるべし。

#### 第十九條

前件之擬則に違背す輩は、裁判所に而吟味を遂ぐべし

#### 第二十條

爭論又は難事ありて、裁判所に而訴狀不平なく決斷す能ざる時は外國農民は日本に在る其國之岡士に訴出し或は仲人之談判を経て訴狀を決定すべし。

明治二己巳年六月十六日

清 水 谷 侍 從 (花押)

南 貞 助 (花押)

小作規則の發達並に比較に關する研究資料

#### C (J) Regulationen

Für eine oder mehrere Personen, die mit der Landwirtschaft auf der Insel von Yesso beschäftigt sind.

- 3 1. Jeder Landwirth kann den besten Gebrauch von dem Wasser machen, welcher durch sein Land fließt; doch muss er seinen Nachbar dadurch nicht benachtheiligen.
- 3 2. Grenzpfähle können nur mit dem Wissen der Gouvernement und der Nachbarn verändert werden.
- 3 3. Man muss auf freundschaftlichen Fusse mit den einheimischen Nachbarn stehen.
- 3 4. Man muss die Dorfregulation beachten.
- 3 5. Wenn Jemand Brandstiftet, von der Erndte stiehlt oder sich in irgend einer anderen Weise vergeht, so muss die Klage vor den Dorfschulzen gebracht werden.
- 3 6. Es ist ganz besonders notwendig, vorsichtig mit Feuer zu sein
- 3 7. Sollte eine Abreise, Krankheits oder Todesfall eintreten und ein Nachfolger die Stelle nehmen, so muss dem Obergerichte davon Anzeige gemasht werden.
- 3 8. Bei eintretenden Geburtsfällen auf der Far muss dem Obergerichte Kenntniss davon gemacht werden.

- § 9. In Todesfällen sowohl wie bei Heirathen dasselbe.
- § 10. Auf Reisen im Lande ist ein Pass nothwendig von jetzt ab bis kommende fünfzig Jahre.
- § 11. Zum Bau eines neuen Hauses muss das Obergericht in Kenntniss gesetzt werden.
- § 12. Nach Verordnung und Regulationen des Dorfes und nach der Zahl der beschäftigten Familien muss jeder Landwirth zur allgemeinen Wohlfahrt beisteuern.
- § 13. Fällige Zahlungen sollen stets geleistet werden.
- § 14. Kein Grundstück gross oder klein darf verkauft oder gekauft werden, ohne davon das Obergericht benachrichtigt zu haben.
- § 15. Die Grenzen aller cultivirten Felder müssen entweder durch Zäune, Gräben oder Wasser abgesetzt sein.
- § 16. Die Landwirth können ganz nach ihrem Belieben Leute in ihren Dienst nehmen und sollen nicht mehr und nicht weniger als die gebräuchlichen Löhne bezahlen.
- § 17. Der Landwirth kann auf seinem Grunde machen was er will, doch darf er ausserhalb seinen Grenze keinen Baum, Stein oder den kleinsten Gegenstand fortnehmen, ohne vorher den Eigentümer des Lan-

des gefragt zu haben.

- § 18. In Fällen, wo gegen obige Regulationen gefahlt ist, wird das Obergericht die Sache näher untersuchen.
- § 19. Proclamationen welche von dem Obergerichte veröffentlicht werden, müssen von dem Landwirth die nöthige Beachtung haben.
- § 20. Sollte in irgend einer Streitfrage oder in Schwierigkeiten das Obergericht nicht im Stande sein die Sache zur Zufriedenheit zu schlichten, so hat der fremde Landwirth das Recht, sich an seinen respectiven Consul zu wenden oder die Frage durch Arbitrage zu entscheiden.

Hakodate den 24sten Juli 1869

R. Gaertner (印)

Vorstehende Unterschrift wird hierdurch bestätigt der Norddeutsche Consul

C. Gaertner.

#### C (II) Regulations

for any person or persons engaged in the opening of cultivation on the island of Yezo.

- § 1. Every farmer is allowed to make the best use of the water running through his ground, he must however not interfere with his neighbours.

- § 2. Boundary posts can never be moved unless with the knowledge of government and neighbours.
- § 3. To be on friendly terms with native neighbours.
- § 4. To obey the village regulation.
- § 5. Any one setting fire to houses, stealing of the crop, or committing himself in any other way, complaints shall be made to the major of the village.
- § 6. It is particularly necessary to be careful with fire.
- § 7. Should in case of leave, sickness or death a successor take the place, notice must be given to the judicable office.
- § 8. In case of increase of family on the farm, notice shall be given to the judicable office.
- § 9. In case of death the same as above also in case of marriage.
- § 10. Travelling in the country a passport is required from now to fifty years to come
- § 11. For any new building to be erected, notice must be given to the judicable office
- § 12. According to rules and regulations of the village and according to the number of families in the employ, every farmer has to subscribe for the public welfare of every body.
- § 13. No delay shall be for payments due.

- § 14. No ground small or large can be sold or bought without notice to the judicable office.
- § 15. The boundary of all cultivated fields must be done either by fences, ditches (ditches?) or water.
- § 16. The farmer are at liberty to employ workmen, who ever they like and pay to them no more and not less than customary wages.
- § 17. The farmer can do on his own ground what ever he likes, but he cannot move a stone or wood or the smallest thing on outside boundary without consulting the owner of the land.
- § 18. Proclamation issued by the judicable office must be taken necessary notice off by the farmer.
- § 19. Any one failing against the above (abowe) regulations the judicable office will inquire into the case.
- § 20. Should in any case of dispute or difficulty the judicable office not be able to settle the question satisfactory the foreign farmer can appeal to his respective consul or settle the argument by arbitration.

Hakodate the 24th of July 1869

## 六、林業労働關係

A. ○○大學附屬瀨習林 (北海道)

和夫ノ心得

(渡邊・南原―雨龍演習林内勞働及植民ニ關スル調査ニ據ル)

第一條 採面開ケノ際ニハ總員必ズ立會スベシ

第二條 懸木、障害木等ハ監督員ニ申出タル後ニアラザレバ伐採スベカラズ。又調査外ノ立木ヲ伐採シタル時ハ其者ノ責任トナルヲ以テ誤伐セザル様ニスベシ。

第三條 伐木スルニハ先ヅ根際ノ雪ヲ充分排除シ地上線ニ最モ近接シテ鋸口ヲツケ伐倒スベシ。

第四條 極上丸太ノ造材ハ必ズ山頭又ハ部屋頭ノ指定ヲ受クベシ。

第五條 自己ノ持分ニ係ル籤木ヲ伐木造材シタル後ニアラザレバ他木ニ移リ伐採スルコト能ハザルモノトス。

第六條 共同及ビ先山持ノ袖夫ニ限り特ニ梢木丸太一本ニナリタル場合他ノ立木ニ移リ伐採スルコトヲ得ルモノトス。

第七條 採面外ノ立木ハ決シテ伐採スベカラズ。

第八條 第五條乃至第七條ニ違背シタルモノアルトキハ其製材ハ沒收スルモノトス。

第九條 製材ニハ梢木其他障害物ヲ乗セ掛ケ搬出ヲ妨碍スベカラズ。若シ仕事ノ都合上斯ル場合アリタル

トキハ必ズ其ノ日ノ内ニ除去シ得ベシ。

第十條 前條ニ違背シタルモノハ其ノ程度ニヨリ適當ニ謝意ヲ表セシムルモノトス。(酒一升)

第十一條 事業ノ都合上搬出夫ガ採面ニ立入ルコトアルベシト雖モ其際ニハ相互ニ協力シテ従事スベキモノトス。

第十二條 仕事ノ簡略ヲ欲シ割合ニ稼高ノ多カラシムルヲ望ム結果遂ニハ亂伐粗造ニ陥ルモノ、如キハ獨リ作業規律ヲ亂ルノミナラズ往々人體ニ危険ヲ及ボシ他人ヲシテ迷惑ヲ感ゼシムルコト少カラズ。苟モ袖夫タルモノハ常ニ德義ヲ重ジ輕卒ヲ避ケ沈着ヲ旨トシ熱心作業ニ従事シ且僅少ノ梢木根株ト雖モ決シテ粗末ナル取扱ヲ爲サズ最モ丁寧親切ニ造材センコトヲ心掛クベシ。

第十三條 山頭及ビ部屋頭ノ指揮ニ從ヒ、一重ニ事業ノ成功ヲ期スルヲ以テ本分トスベシ。指揮命令ニ從ハズ亂暴ナル言語動作ヲ爲シ事業ノ妨碍トナルモノハ退場セシムルコトアルベシ。

第十四條 自己ノ都合ニヨリ勝手ニ休業スルコトヲ許サズ。但シ止ムヲ得ザル事情ノ爲休業セントスルモノハ必ズ部屋頭ヲ經テ山頭ノ承諾ヲ受クベシ。

第十五條 左記ノ通り日課ヲ定メ實行スルモノトス。

起床 午前五時。 就寝 午後九時。

第十六條 部屋頭ハ朝夕人員點呼ヲ行ヒ毎日各人ノ勤怠ヲ調査シ各人ヲ引率シテ現場ニ出場スルモノトス以上ノ規定ノ外ニ造材仕様書ヲ附ス。

採面明ケノ最初ノ日ニ出役セザルモノ、籤木ハ翌日ニ至レバ誰ガ伐採スルモ支障ナシ。採面破リハ造材木ノ稼賃ト酒一升ヲ仲間ニ提供セシム。伐木ヲ中途ニテ停止セシモノニ對シテハ酒一升ヲ仲間ニ提供セシム、山元及ビ土場ニテ檢尺シ極印番號ヲスル。

## 七、漁業勞働關係

### 其一 漁場規則 (附就業規則)

#### A. ○ ○ 漁場 (鰯) (渡島國森町)

記

- 一、火の用心
  - 一、喧嘩口論スベカラズ
  - 一、上役乃命ニ從フ可シ
  - 一、途中ニテ出ル者ハ五分ナリ
- 監督 、、、、
- 船頭 、、、、
- (若衆) 、、、、
- 大工 、、、、

右ノ通り相定ムル也

昭和十年九月吉日

○ ○ 漁場

御注意

漁具漁網ハ誠ニ大切ニ取扱ヒ下サル可シ若シ漁具等ニ於テ自己ノ不注意ニヨリ破損及流失ノ場合ハ直ニ「ベシシヨウ」モラウ事

#### B. ○ ○ 漁場 (鰯) (渡島國森町)

(イ) 注意ト心得

- 一、火氣ニ注意スルコト
  - 二、清潔ヲ旨トシ衛生ニ注意スル事
  - 三、親睦ヲ旨トシ喧嘩口論セザル事
  - 四、饗應以外ノ飲酒ハ絶對ニ禁止スル事
  - 五、道具ハ叮嚀ニ取扱ヒ毀損ノ場合ハ直ニ報告スル事
  - 六、上司ノ命令ニ服從シ業務ニ精勵スル事
  - 七、常ニ研究心ヲ以テ事業ノ進捗ヲ計ル事
  - 八、道具及器具ハ指定ノ場所ニ置ク事
- 右ノ注意ト心得ヲ怠リタル者ハ解雇セラル、事アル可シ

(ロ) 告

○ ○ 漁場

一、寢日ハ日割高ヲ以テ定メ雇傭契約者ハ月末ニ給料ヨリ差引勘定ス

步方漁夫ハ第一期夏網終了八月末日ニ人口割勘定ニ

テ精算ス

二、午前午後ノ休ヲ各五分ト定メ以下之ニ依ル

三、一日中ニ鯛二千函以上又ハ一千圓以上ノ漁獲アリ

タルトキ休ミタル者ハ二日分ノ寢日金錢(日割高)

ヲ徴收ス

四、船頭並ニ副船頭ノ指定日ニモ二日分ノ日割金錢ヲ

徴收セラル、コトアル可シ

昭和十一年四月

〇〇 漁場

漁撈部員一同

C. 〇〇 漁場 (鯉)(後志國高島町)

規定

一、喧嘩口論賭博等ヲ嚴禁ス

二、大船頭ハ勿論總テ役人ノ命令ヲ遵守シ決シテ違背

スル事ナク粗暴粗野ノ行爲アル可カラズ

三、各人ハ大家族ノ一員ナル事ヲ考ヘ一家和睦、和合

協力、協心シテ能率ノ増進ヲ努メ決シテ怠慢ノ行爲

ヲナス可カラズ

四、火ノ用心ニ充分注意スルハ勿論不正行爲ナド絶對

ニアル可カラズ

五、其他總テ家例ヲ遵守スベシ

六、元場ハ各漁場ノ本據ナレバ元場ニ起居スル各人ハ

自主自尊總テニ於テ他ノ各漁場ノ模範タル事ヲ心掛

ク可シ

右ノ諸項堅ク守ル可シ

人別表 (略)

D. 〇〇 漁場 (鯉)(後志國高島町)

規則

第一條 喧嘩口論酒醉放蕩賭博等堅ク禁ズ

第二條 主人ノ承諾ヲ得ルニ非レバ自費ト雖モ漁舍若

クハ冲合ニ於イテ飲酒スルコトヲ禁ズ

第三條 右ニ該當シタル者ハ一日又ハ一度ニ就キ科料

金左ノ通り相定メ收受ス

一、酒醉ノタメ通常ノ働ヲ爲シ能ハザルカ若クハ無

斷欠勤シタル時ハ金一圓也ノ科料

二、第一條ノ禁止ヲ犯シ喧嘩口論賭博ヲ爲シタル時

ハ金一圓也ノ科料

三、第二條ノ禁止ヲ犯シ漁舍若クハ冲合ニ於テ飲酒

シタル時ハ金一圓也ノ科料

四、實際ノ病氣又ハ萬不止得ヌ事故ノタメ主人ノ承

諾ヲ得テ休業シタル者ハ平日ニアリテハ金二十五

錢、冲揚・鯉「ツブシ」及ビ釜焚ノ日ニ際シタル

時ニ夜間モ引續キ休業シタル者ハ更ニ金十五錢ヲ

増收ス

但シ其夜起船<sup>オモシキ</sup>出船シタル時ニ限ル\*

\*符號は夫々の科料を記帳簿に記載する場合に用ひるものである。

五十錢ノ時 同上平日 ▲

二十五錢ノ時 同上平日 ●

十五錢ノ時 同上平日 ○

五、僞病ヲ申立若クハ怠慢ノ舉動ヲ以テ第四項ニ該當シタル時又ハ無斷ニテ欠勤ノ時ハ各五割ヲ增收ス

第四條 科料金前條ノ通り定メタリト雖モ漁舍ノ仕事

ノタメ負傷シタル者其他主人ノ適宜上斟酌減免スルコトアル可シ

第五條 科料金處分ノ區々タル時ハ主人及ビ船頭ノ鑑定ニ依ル

第六條 科料金收受ニ際シ別ニ定ムルモノ、他半日未滿ハ半日ヲ以テ一日未滿ハ一日ヲ以テ計算ス

第七條 收受シタル科料金ハ一人一度ニシテ三回以上繼續シタル時ハ三日以内ノ分ハ精勤者ニ配當ス其ノ半日分ハ漁場ニ於イテ收受ス

第八條 九一各自ノ配當ハ船頭及重立者三名以上ノ協議ヲ以テ勞働ノ優劣ニ依リ海馬岩赤岩網共ニ合併シテ配當ス

第九條 漁類ハ目掛其他ノ名稱ニテ自儘ニ取除キ又主人ノ承諾ヲ得ズシテ收受漁類ノ賣却又ハ分與スルコトヲ禁ズ

第十條 此規則ニ記載ナキ事ハ主人及ビ上長ノ命ニ隨

ヒ陸廻ノ指揮ニ背ク可カラズ

其他家風ニ依ルベキ事

右之通相定候也

年 月 日 ○ ○ 漁 場  
人 別 表 (略)

E. ○○合資會社漁業部 (鯉) (後志國余市町)

規 定

第一條 火ノ用心ヲ最モ注意シ大切ニ取扱フ可シ

第二條 従業員ハ業務上ニ關スル長上ノ命令ハ凡テ如何ナル事ヲ問ハズ服從スルコト

第三條 業務上ニツキ各自意見相讓リ喧嘩口論等ノ不和ナキ様注意ス可シ

第四條 各自業務ニハ充分努力シ凡テ急速度ヲ以テ行フ可シ

第五條 陸上ニ於ケル業務ハ凡テ取締人ヨリ命ズルモ業務ノ都合ニヨリ各船頭又ハ其代理人ヨリ之ヲ命ジ又ハ直接主任者ヨリ命ズル事アル可シ

第六條 沖合ニ於ケル業務ハ各船頭又ハ代理人ノ命ニ從ヒ大ヲ遂行シ豫期以上ノ漁獲ヲ收ムルコトニ努力スルコト

第七條 如何ナル場合ヲ問ハズ酒醉ノタメ喧嘩口論等

堅ク慎シム可キ事

第八條 諸道具使用後ハ必ず一定ノ場所ニ收ムルコト

但シ鯨群來其他非常ノ場合ハ勿論此限ニアラズ

又取扱上ヨリ損害アリタル時ハ一々其旨取締人ニ申

出デ決シテ各自勝手ニ處分セザルコト

第九條 業務從事中休憩ノ際ハ現場ニ於イテ休憩シ勝

手ニ其位置ヲ離ル可カラズ但シ風雨雪ノ際ハ特ニ其

ノ位置ヲ指定スルコトアル可シ

第十條 通行人ノ誰彼ヲ問ハズ嘲弄スルノ行爲ハ堅ク

之ヲ禁ズ

第十一條 病氣ニテ休業セントスル者ハ其旨取締人ニ

届出デ必ず醫師ノ診断ヲ受ケテ休養シ決シテ無斷休

業セザル事

第十二條 偽病無斷休業ナシタル時ハ其ノ狀況ニヨリ

損害金ヲ申受クルコトアルベシ

第十三條 投網揚網ニシテ群來沖上ノ場合又ハ業務上

ノ都合ニヨリ臨事夫ヲ雇入レタル時ハ第十一條ニ該

當スル休業者ハ五日ヲ經過スル時ハ損害金トシテ其

時ノ狀況ニヨリ之レヲ申受クルコトアルベシ

右規定ノ各項ノ他當漁業部ノ習慣ヲ嚴守スベキモノナ

リ

人別表

取	大	船	下	起	口	起	波	漁	陸	空	機	大	陸	帳	炊	炊	株式會社
縮	船	船	船	船	引	船	船	方	方	線	罐	工	廻	場	事	事	會社
人	頭	頭	頭	係	係	手	係	兼	兼	係	助	手	手	手	長	係	〇〇
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	罐
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	詰
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	所
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	(
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	蛙、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	鱒、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	蟹)
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	(
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	根
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	室
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	町)

就業規則

第一章 總則

第一節 職工雇入

第一條 滿十六才以下ノ者ハ職工ニナレヌ

第二條 職工ニナリタイ者ハ履歷書及戸籍抄本ヲ出シ

又ハ雇傭證明書ヲ出サナケレバナラヌ

第三條 職工雇入後二週間内ニ於テ不適當ト認ムルト

キハ即時解雇スルコトガアル

第四條 採用サレタ職工ハ速カニ誓約書ヲ出シ且ツ其

記載ノ事項變更ヲ生ジタル場合ハ届出デナケレバナ

ラヌ

### 第二節 職工解雇

第五條 左ノ事由ガアルトキハ二週間前ニ通知シ又ハ

二週間分ノ給料ヲ出シテ解雇サレルコトガアル

一、身體ガ弱リテ役ニ立タヌトキ

二、仕事ガ下手ナ者

三、會社ノ都合ニヨルトキ

第六條 左ノ事由ガアルトキハ即時解雇サレル

一、天災事變デ仕事ガ出來ナイトキ

二、職工ノ責ニ歸スベキ事由デ已ムヲ得ズ解雇スル

トキ

第七條 辭職ヲシタイ職工ハ二週間前、譯ヲ話シテ係

員ニ願出デナサイ

第八條 左ノ各號ノ何レニカ當ル者ガ十五日以内ニ歸

郷スルトキハ旅費ガ出ル

一、未成年者又ハ女子ガ工場主ノ都合デ解雇サレタ

トキ

二、職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リ解雇サレタトキ

三、職工ノ負傷又ハ疾病ガ治愈シテモ終身自用ヲ辯

ズルコトガ出來ヌトキ又ハ終身勞務ニ服スコトガ

出來ヌトキ

### 第二章 服務心得

#### 第一節 入場及退場

第九條 職工ハ就業時間前十五分迄ニ通用門ヨリ入場

シ入門ノ時ハ出勤簿ヲ提出シ退場ノトキハ其ヲ受取

ラネバナラヌ

入場シタ者ハ作業ノ準備ヲシテ始業ノ合圖ト共ニ仕

事ヲ始メネバナラヌ

作業服ノ制定アルトキハ必ず之ヲ着用シナケレバナ

ラヌ

第十條 已ムヲ得ナイ事由デ早退スル者ハ係長ノ許可

證ヲ受取ツテ門衛ニ示サナケレバナラヌ

第十一條 病氣其他止ムヲ得ナイ事由デ缺勤スル者ハ

始業時間迄ニ書面口頭又ハ傳言デ缺勤ノ豫定日數ト

事由トヲ届出ナケレバナラヌ

無届缺勤ニ週間以上ニ互ル者ハ辭職ノ意思ト看做ス

コトガアル

第十二條 次ノ者ハ入場ガ出來ヌ但シ四ノ場合ハ特ニ許可サレル事ガアル

- 一、酒ニ酔ツテル者
- 二、酒類兇器等工場デ不必要ナ物ヲ所持スル者
- 三、工場法施行規則第八條又ハ其ノ法令ニヨリ就業ヲ禁ゼラレテ居ル者
- 四、三十分以上ノ遅刻者

第二節 就業時間休憩休日

第十三條 就業時間ハ午前六時ヨリ午後六時迄デス尤モ此時間ハ場合ニヨリ多少ノ變更ガアリマス

第十四條 工場ノ都合デ時間外勤務ヲ命ズルコトガアリマス

第十五條 休憩ノ時間ハ午前六時ヨリ三十分正午ヨリ

三十分デス其他ノ休憩時間ニ付テハ工場内ニ揭示シマス食事ハ所定ノ場所デ休憩中ニナシ又此時ニハ外來者トノ面會ガ出來マス

第十六條 休日ハ左ノ通りデス但シ工場ノ都合ニヨリ之ヲ廢シ若クハ變更スルコトガアリマス

一、毎月第一及ビ第三日曜日トス

前項ノ外特殊ノ必要アル場合ニハ臨時休業スルコトガアル

第十七條 次ノ場合ハ休日ト看做ス但シ第十一條ノ手

續ラシナイト無屈欠勤トナリマス

- 一、父母配偶者及子ノ死亡ニハ五日
- 二、徵兵検査及簡閱點呼ノ當日
- 三、傳染病ノ爲メ交通遮斷セラレタトキ
- 四、天災地變ノ災害ニ遭遇シタトキ

第三節 危害豫防及衛生

第十八條 工場内ノ災害防止又ハ安全規則ハ嚴ニ守ラネバナラス

喫烟ハ休憩時間中定メノ場所デシナケレバナラス

第十九條 災害ガ發生スル危険ヲ發見シタ時ハ直ニ係長其他適當ナ者ニ知ラセナケレバナラス

第二十條 職工ニ對シテハ健康診斷ヲ行フ事ガアル

衛生上有害ト認メ又ハ工場法規ニヨリ就業ヲ禁ズベキ疾病アルトキハ期間ヲ定メテ休業ヲ命ズル

第二十一條 工場内デ負傷シ又ハ疾病ニ罹ツタトキハ直ニ事務所ニ届出囑託醫ノ診斷治療ヲ受ケナケレバナラス

第三章 職工ノ待遇

第一節 賃 銀

第二十二條 賃金ニハ日給ト出來高給トアル

第二十三條 賃金ハ日給ノ約七十日ヲ前貸シ殘金及出來高級ハ切揚ノ際支給ス

第二十四條 次ノ事由アルトキハ前條ニ不拘支拂ノ請

求ガ出來ル

一、職工ノ死亡

二、解職又ハ辭職シタルトキ

三、一ヶ月以上ニ亙リテ歸郷スルトキ

四、結婚葬儀ノタメ出費ヲ要スルトキ

五、職工ガ出産ノ費用ニ充ツルトキ

職工ガ不慮ノ災害ニヨル支出ニ充ツルトキ

職工又ハ其家族ガ負傷又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要

スルトキ

其他已ヲ得ザル事由アルトキ

### 第二節 賞 與

第二十五條 職工ノ成績及出缺ヲ考慮シテ切場ノ際賞

與ヲ支給スルトガアル

第二十六條 左ノ者ハ特別賞與ヲ支給スルトガアル

一、任事上有益ナル發明改良ヲシテ之ヲ會社ニ使用

セシメタモノ

二、災害ヲ豫防シタ者

三、事變ノアル場合拔群ノ働キヲシタ者

四、誠實勤勉技術優秀ニシテ他ノ模範トナル者

### 第三節 懲 戒

第二十七條 職工ハ本規則ニヨル外懲戒ヲ受ケルコト

ハナイ

第二十八條 懲戒ハ譴責減給解雇ノ三種トス

懲戒ハ工場長ニヨリ課セラル

第二十九條 譴責ハ始末書ヲ提出セシメ減給額ハ一日

ニツキ賃金ノ三分ノ一ヲ超エヌモノトス

第三十條 譴責ノ受ケル場合

一、本規則ニ違反スルモ輕微ナル場合又ハ情狀酌量

ノ餘地アル場合

二、災害豫防規則ニ違反スルモ輕微ナル場合

第三十一條 左ノ場合ハ減給サル、コトガアル

一、過失デ物品ヲ毀シ又ハ製作ヲ誤ツタトキ

二、火氣ノ取扱不注意又ハ一定ノ場所以外デ喫烟ノ

トキ

三、就業時間中ニ横臥睡眠其他著シク怠慢ナル者

第三十二條 左ノ者ハ減給又ハ即時解雇トナル

一、雇入ノ際氏名經歷ヲ詐リ其他詐術ヲ用ヒタ者

二、工場内ノ秘密ヲ漏洩シタ者

三、會社ノ物品ヲ竊ニ持出シ又持出サントスル者

四、上役ニ暴行シ不法ニ強迫ヲ加ヘタル者

五、故意ニ工場ノ設備器具ヲ破壊シ其他工場ニ損害

ヲ加ヘタル者

六、賭博又ハ之ニ類似ノ行爲ヲ爲シタル者

- 七、私品ヲ製作シ又ハ製造セシメタ者
- 八、工場内デ喧嘩口論ヲナシタル者
- 九、始末書ヲ提出セザルモノ
- 十、男女關係ニツキ風紀ヲ紊ス者
- 十一、其他工場ノ秩序ヲ故意ニ紊ス者

附 則

本規則ハ昭和 年 月 日ヨリ實施ス

其二 雇傭契約書

A. 鯨 業 (改正前) 後志地方一般

漁業雇傭契約書

拙者儀貴家ノ鯨取り漁業労働者ニ被雇候ニ付左ノ各項ヲ履行可致候

一、練漁業労働服務期間ハ〇年〇月〇日ヨリ同年〇月

〇日ニ至ル迄トス

但練群來期及天候ニヨリ收穫物製造乾上ゲ等平年ヨリ後ル時ハ從テ服務期間ハ當然延バサル可キ者トス

一、被傭中ハ風浪ノ危險ヲ冒シ或ハ晝夜ノ區別ナク最重劇ノ労働ヲナスベキ事ハ勿論貴家ノ慣例及家法ニ

隨ヒ百般ノ労働可致モノナレバ決シテ途中解傭ヲ求メザルモノトス

一、給料ノ儀ハ五分九一ノ等級ヲ以テ賜給ヲ受可モノトス

但一等九一ヲ受クルモノハ金 圓夫ヨリ 等迄毎等

金 圓宛減額ノ事

一、給料ノ儀ハ前項ノ如シト雖モ九一等級ニ適合セザルモノト認メラルルトキハ雇主ニ於テ相當額ヲ賜給セラル事

一、労働服務地ヲ北海道 國 郡 村ニ於テ履行ス

一、只今給料ノ内前借ス返済ノ方法ハ給料決算ノ節精算可致尤モ本金ニ限ラズ他ニ借用金品等有之節ハ悉皆ヲ舉ゲテ精算可致事

一、此契約ヲ履踐シ貴殿指定ノ漁場ニ行カザルカ若クハ本人遁走シタルカ又ハ疾病其他ノ事故ニヨリ労働セザルトキハ特約連帶人ハ契約本人ト相連帶シ前借金及前借シタルトキヨリ利息制限法最高點ノ利息ヲ加ヘ賠償可致約定ノ事

一、前項ノ場合ニ於テハ 區裁判所ニ於テ裁判ヲ受

クルコト特ニ合意スルモノ也

右後證ノ爲メ漁業雇傭契約證一札如件

年 月 日

本 人

特約連帶人

B. 鯉 漁 業 (改正後協定ニヨルモノ) 北海道一般

被雇契約證

第一條金 圓也 給料全額

第二條 勞務ニ服スベキ期間ヲ昭和 年 月 日ヨリ

昭和 年 月 日迄トス勞務期間ヲ延長シタルトキ

ハ雇主ハ延長日數ニ應ジ日割賃金ヲ支拂フモノトス

第三條 勞務期間内ノ食料及契約義務ヲ履行シタル場

合ノ居住地勞務地間ノ往路及勞務地青森港間ノ復路

旅費ハ雇主ノ負擔タルモノトス 父母妻子等危篤ニ

際シ組合ヨリ歸宅ノ申込アリ之ヲ雇主ニ於テ承諾シ

タル場合ノ給金ハ歸還ノ日ヲ以テ日割計算トシ其ノ

旅費ハ自辨タルモノトス

第四條 勞務ニ服スベキ漁場ハ北海道 郡(市)

鯉漁場トシ漁撈、製造、搬出及之ニ要スル準備並ニ

終了時ノ整理ノ勞務ニ服スルモノトス

雇主ノ都合ニ依リ漁場又ハ勞務ノ種類ヲ變更セント、

スルトキハ勞務者ノ承諾ヲ要ス

雇主勞務者ノ承諾ヲ得ズシテ漁場又ハ勞務ノ種類ヲ

變更シタルトキハ勞務者ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

既ニ勞務ニ服シタル後前項ニ基キ勞務者契約ヲ解除

シタルトキハ勞務ニ服シタル日數ヲ日割計算トシテ

給料全額ヨリ差引キタル殘額ヲ直ニ雇主ニ支拂フモ  
ノトス

第五條 勞務期間中勞務者ハ雇主ノ正當ナル指揮又ハ

善良ナル漁場ノ慣習ニ從ヒ誠實ニ勞務ニ服シ濫リニ

飲酒ヲナシ又ハ自儘ニ休業ヲ爲サルハ勿論賭博其

ノ他一切不法ガマシキ行爲ヲナサルコト

第六條 前條ニ違反スル行爲ニ因リ解雇セラレタルト

キハ勞務者ハ既ニ勞務ニ服シタル日數ヲ日割計算ト

シテ給料全額ヨリ差引キタル殘額及前借金ノ拾分ノ

壹ニ相當スル違約金ヲ直ニ雇主ニ支拂フモノトス

病氣其他止ムヲ得ザル事由ニ依リ勞務ニ服スル能ハ

ザルニ至リタルトキハ前項ノ違約金ハ之ヲ免除スル

モノトス

第七條 本契約ヲ履行スル能ハザルニ至リタルトキハ

前借金前借金ノ五分ノ壹ニ相當スル違約金及前借金

ニ對スル月壹歩ノ割合ノ利子ヲ直ニ雇主ニ支拂フモ

ノトス

契約締結後出立前ニ勞務者ニ於テ病氣其ノ他止ムヲ

得ザル事由ニ依リ勞務ニ服スル能ハザルニ至リタル

トキハ契約ノ解除ヲ爲シ又ハ雇主ノ承諾ヲ得テ代人

ヲシテ勞務ニ服セシムルコトヲ得

前項ニ基キ契約ヲ解除シタル場合ニハ勞務者ハ前借

金及前借金ニ對スル月壹歩ノ割合ノ利子ヲ直ニ支拂フモノトス

第八條 契約締結後雇主ノ都合ニ依リ解約シタルトキ

ハ雇主ハ前借金ノ拾分ノ壹ニ相當スル違約金ヲ直ニ

勞務者ニ支拂フモノトス

第九條 終業シタルトキハ收獲高ノ貳拾壹分ノ壹ヲ

(控除額ハ從來ノ例ニ依ル)手當トシテ全員ニ給與スルモノトス

前項ノ手當ノ給與ヲ受ケタルトキハ勞務者ニ於テ配

當案ヲ作り雇主ノ承諾ヲ經テ分配スルモノトス

第十條 勞務期間中業務ニ基キ疾病ニ罹リ若クハ負傷

シタルトキハ雇主ノ負擔ヲ以テ醫療ノ方法ヲ講ジ勞務ニ服スル能ハザルトキハ歸還セシムルモノトス

勞務期間中業務ニ基キ死亡シ又ハ負傷シテ將來勞働

ニ耐ヘザルトキハ慰籍料トシテ金參拾圓以上貳百圓以內ヲ支給スルモノトス

業務ニ基キ負傷シ又ハ疫病ニ罹リタルトキハ治療中

給料ハ減額セズ

業務ニ基カザル負傷又ハ疾病ニ因リ休業スル場合ト

雖モ休業五日以內ナルトキハ給料ヲ減額セズ

第十一條 連帶保證人ハ勞務者ニ於テ本契約ヲ履行セ

ザル場合ハ直ニ之ガ一切ノ責ヲ負フモノトス

第十二條 本契約ニ關シ訴訟ヲ提起スル場合ハ小樽區裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス

右契約候也

昭和 年 月 日

縣 郡 町 村 番地

被 雇 人 村 大 字 村 町

縣 郡 町 村 番地

連帶保證人

殿

C. 鱒 漁 業 (漁撈) 渡島國森町

被 雇 證 書

第一條 被雇期間ハ昭和 年 月 日ヨリ同年 月

日迄トシ茅部郡森町ニ於テ貴殿御指定ノ漁場ニ

テ漁業及製造ニ關スル海陸諸般ノ勞務ニ從事スルコ

トヲ約諾ス

第二條 被雇期間中ノ賃金及報酬ハ步方制度トシ左記

ノ通り漁場従業員全部ニ對シ給與相成其割合ハ上役

ノ意見ニ依リ應分ノ配當ヲ受クルコトニ異議ナキコ

ト

第三條 前借金トシテ末尾記載ノ通り借受タルコト實

正也而シテ該前借金ハ雇傭期間内ノ勞働賃金ヲ以テ辨濟スベク若シ賃金ガ前借金ニ充タザル場合ニハ本

人及連帶人ニ於テ連帶責任ヲ以テ辨償スルコト

第四條 被雇期間中ハ漁場上役ノ指揮ニ從ヒ御規則ヲ

遵守スルハ勿論勞役ノ何タルヲ問ハズ誠實勞務ニ服スルコト

第五條 被雇期間中疾病其他自己ノ過失ニ依リ休業或

ハ普通勞働ヲ爲シ能ハザル場合ハ申受クベキ歩方金ノ内ヨリ御規定ノ割合又或上役ノ御見込ヲ以テ引去リ御勘定受クルモ異議ナキ事

第六條 喧嘩爭論賭博或ハ不正行爲アリタル場合若ク

ハ他人ヲ煽動シ惡事ヲ企テ同盟罷業等ヲ爲シ勞務ヲ怠リ爲メニ貴殿ニ迷惑損害ヲ蒙ラシメタル場合ハ連帶責任ヲ以テ速カニ御損害金全部ノ辨償致スベキ事

第七條 被雇契約締結後違約又ハ解約セル場合ハ前借

金ハ勿論尙ホ之ニ因リテ生ジタル一切ノ損害ニ充テ金 圓也ヲ豫定損害トシテ本人及連帶人ヨリ即時

賠償スベキコト

前借金 圓也 昭和 年 月 日前借受取認印

前借金 圓也 昭和 年 月 日前借受取認印

前借金 圓也 昭和 年 月 日前借受取認印

右條項承諾ノ上被雇書一札差入候也

昭和 年 月 日 本籍 住所

被雇人

年 月 日 生

本籍 住所

連帶人

D. 鯛 漁 業 (製造) 前項ト同一

被 雇 證 書

第一條 被雇期間ハ昭和 年 月 日ヨリ同年 月

日迄トシ貴殿御經營ノ森町字中ノ川鱸罐詰工場

ニ トシテ被雇勤務スルコトヲ約諾ス

第二條 賃金ハ次ノ如ク申受ケ候事ニ合意ス

日 給 自午前 時至午後 時一日ニ付金

定時外 一時間ニ付キ金 ノ割

第三條 給料前借金トシテ次ノ通り前借受取申候

金 圓也 昭和 年 月 日

金 圓也 昭和 年 月 日

第四條 被雇契約締結後違約又ハ解約セル場合ハ其事

由ノ如何ヲ不問給料前借金並ニ違約金トシテ金參拾

圓也ヲ本人及連帶人ヨリ連帶責任ヲ以テ即時賠償ス

ベキコト

第五條 前借金ハ被雇期間内ノ勞働賃金ヲ以テ辨償ス

小作規則の發達並に比較に關する研究資料

帶人ニ於テ直ニ辨償スルコト

第六條 被雇期間中ハ上役ノ指揮ニ從ヒ勞務ノ何タル

ヲ不問晝夜ニ不係誠實勞務ニ服スルコト

右條項承諾ノ上被雇證書一札差入候也

昭和 年 月 日

被雇人

年 月 日生

連帶保證人

殿

E. 北洋漁業 (本社函館市)

被雇契約書

參錢收  
入印紙

主任記帳係被雇人從事者紹介者

本籍 住所 被雇人

本籍 住所 連帶保證人

本籍 住所 連帶保證人

一金 圓也 被雇期間給與前受金

內金 昭和 年 月 日受取

金 昭和 年 月 日受取

第一條 被雇人ハ雇主指定ノ現業地各漁工場ニ於テソ

ノ指揮ニ從ヒ トシテ昭和 年度漁期間諸

般ノ勞務ニ服スルモノトス

第二條 被雇人ノ給料ハ日割計算トス

被雇人ノ日給ハ平均日給、最高日給、最低日給ニ關

スル雇主ノ規定ニ準據シテ被雇人ノ勤務狀態ニヨリ

雇主之ヲ定ム

第三條 給料ハ函館港出帆日前二日ヨリ起算シ各現業

地ニヨリ定メラレタル切揚船入港豫定日ヲ以テ打切

ルモノトス

第四條 被雇人ハ雇主ノ規定ニ從ヒ給料ノ他割増給料

九一金、ソノ他ノ手當ヲ受クルモノトス

第五條 被雇者、雇主ノ差圖ニ從ヒ入番シタル日ヨリ

切揚解散迄ノ食料及函館港、勞務地間ノ往復旅費並

ニ被雇契約地ヨリ函館迄ノ旅費ハ別ニ定ムル規定ニ

依リ雇主負擔トス

第六條 給料、九一金、ソノ他ノ手當ハ切揚船函館入

港ト同時ニ精算シ前受金ヲ差引クモノトス

若シ精算金方前受金ニ達セザル場合ニハ被雇人ハ直

チニ其差額ヲ雇主ニ返還スルモノトス

第七條 被雇人ガ誠實ニ雇主指定ノ作業ニ從事シ秩序

ヲ確守スベキハ勿論帝國並ニ露國ノ法令ニ準據シ違

背セザルモノトス

第八條 被雇人ハ露國法令ニ從ヒ特ニ「アルコール」

其他酒類ヲ携帯スルコトヲ得ズ又交換賣買ヲ目的ト

シテ物品ヲ携帯スルコトヲ得ス

第九條 被雇人二條ノ規定ニ違背シタルトキハ雇主ニ

生ジタル總テノ損害ヲ賠償スベキハ勿論ソノ物品ヲ

沒收破毀スル等適宜ノ處置ニ對シ不服無之モノトス

前項ノ場合ニハ給料手當ヲ支給セズ又ハ勞務ニ服シ

タル期間ノ給料手當ヲ給與シテ直チニ解雇セラレ、

コトアルベシ但シ其場合歸國費用ハ被雇人ノ負擔ト

ス

第十條 漁期中被雇人ノ責任ニヨリテ解雇セラレタル

トキハ前受金並ニ前受金ノ十分ノ一ニ相當スル違約

金ヲ支拂フモノトス但シ病氣ソノ他不可抗力ニヨル

場合ハ違約金ヲ要セザルモノトス

第十一條 被雇人不參ノ場合ハ前受金ノ五分ノ一ニ相

當スル違約金及前受金ニ對スル月一分ノ利子ヲ附シ

テ前受金ト共ニ直チニ雇主ニ支拂フモノトス

但シ不參カ病氣ソノ他不可抗力ニヨル場合ハ前項違

約金ヲ要セザルモノトス但シコノ場合本人ガ病氣其

他不可抗力ニヨリテ不參シタルコトヲ診斷書又ハ證

明書ヲ添付シ申出テタル時ハ前項違約金ヲ免除ス

第十二條 被雇人病氣ソノ他不可抗力ニヨリテ契約ヲ

履行シ得ザル場合ハ雇主ノ承認ヲ得テ代人ヲシテ勞

務ニ服セシムルコトヲ得ルモノトス

第十三條 被雇人勞務期間中勞務ニヨリ疾病ニ罹リ又

ハ負傷シタルトキハ雇主ノ指圖ニ從ヒソノ負擔ヲ以

テ療養セシム加療中ハ勞務ニ服スルコトヲ得ザル場

合ト雖モ給料ノ全額ヲ受クルモノトス

第十四條 被雇人勞務期間中勞務ニヨラズ疾病ニ罹リ

又ハ負傷シタルトキハ現場ニ於テ雇主療養セシム但

シ現場ニ於テ治療ノ見込ナキトキ又ハ將來作業ニ服

スルヲ得ザルトキハ雇主解約歸還セシムルコトヲ得

第十五條 被雇人漁場ニ於テ死亡シタルトキ又ハ勞務

ニ基キ身體ニ障害ヲ生ジタル場合ハ露領水産組合救

恤規則ニ從ヒ救助ヲ受クルモノトス

第十六條 漁期開始前雇主ノ都合ニヨリ解約シタルト

キハ被雇人ハ前受金ノ十分ノ一ヲ違約金トシテ取得

シ殘金ハ解約ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ返

還スルモノトス

第十七條 被雇人ノ前受金ハ一期間ノ給與金ヲ標準ト

シテ定メ慣恒ニ依リ數回ニ互リ前渡スルコトアルベ

シ

第十八條 被雇人ノ切揚精算金ハ勞務者保護組合宛ニ

小作規則の發達並に比較に關する研究資料

送金スルヲ原則トシ歸國旅費其他ニ向ケ函館上陸ト  
同時ニ雇主ト組合ニ於テ豫メ協定セル金額ヲ右内拂  
金トシテ受取ルコトヲ約諾ス

第十九條 本契約ニ關スル訴訟ハ函館區裁判所ヲ以テ  
管轄裁判所トス

右條項承諾ノ上保證人ハ本人ト共ニ連帶ノ責ニ任ズ可  
ク連署ノ上契約書一札差入候也

昭和 年 月 日

〇〇漁業株式會社 御中

( 拔 人 )

( 前年度出稼先 )